

推奨取得後の主な権利と責務

詳細は「消防防災製品等推奨規程」及び「消防防災製品等推奨細則」をご覧ください。

	権利	責任・義務	規程	細則
有効期間	推奨証の有効期間は、交付日から起算して2年を経過した日の属する会計年度の末日(3月31日)までです。		第9条	
更新期間	推奨証は、2年ごとに更新することができます。		第9条	
推奨マーク	推奨取得者は、推奨を受けた製品等に推奨マークを付すほか、当該製品等のパッケージ、カタログ等に付すことができます。		第10条	
変更届・軽微変更申請		推奨取得者は、推奨証に記載されている事項を変更した場合若しくは推奨製品等の製造又は販売を中止した場合には速やかに書面で届出なければなりません。また、推奨製品等の機能又は性能を改善する目的で大幅な変更を伴わない程度の変更をする場合、安全センターに申請し、承認を得なければなりません。	第13条	第10条
責務		推奨取得者は、推奨製品等の品質、機能、性能及び安全性についての担保責任その他一切の責任を負います。	第14条	
権利譲渡等の禁止		安全センターが承認する場合を除き、推奨取得者は、推奨マークを付す権利を第三者に譲渡、転貸、代理使用を認める等の行為をしてはなりません。	第15条	
使用状況報告		推奨取得者は、年度ごとに推奨マークの使用状況を所定の様式により安全センターに報告しなければなりません。	第21条	
事故等の報告		推奨取得者は、推奨製品等に起因した事故等が発生した場合は、所定の様式により速やかに安全センターに報告しなければなりません。		第11条